

# 中長期的キャリア形成支援措置の対象と する教育訓練の指定の在り方の論点

# 1 中長期的キャリア形成支援措置(拡充される教育訓練給付)の対象とする教育訓練の指定基準の論点

## 1 基本的な考え方

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練  
(非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練)

## 2 訓練等の基準

- 1の基本的な考え方を基準化するにあたっては、次の(1)の基準を設けた上で(2)の基準を課す、2段階の基準化が考えられるのではないが。
  - (1) 対象となる「資格」等の範囲を定める基準(資格等レベルの基準)
  - (2) (1)に該当する「資格」等を目指す個々の訓練が満たすべき基準(講座レベルの基準)

### (1) 資格等レベルの基準

- ① 職業に不可欠・重要な資格取得を目指す訓練
  - 職業に不可欠・重要又は専門性が保証されるなど職業上、就職上の効果が非常に高いことから、業務独占資格又は名称独占資格を対象としてはどうか。
  - このうち、合格率、就職率等職業上の効果が高いレベルにあり、かつ、訓練内容の質等国等の指定等により担保されていることから、いわゆる養成施設(訓練期間が原則1年以上3年以内※)で行われる訓練を対象としてはどうか。
    - ※ 訓練期間は資格取得に必要な最短の期間とする。

#### <養成施設とは>

国又は地方公共団体の指定等を受けて実施される次の課程

- ① 訓練修了により公的職業資格を取得できる課程
- ② 公的職業資格試験の受験資格を取得できる課程
- ③ 公的職業資格試験の一部免除となる課程

## ② 企業等と連携した実践的な訓練

- 企業等と連携したカリキュラム開発等により、特に実践的な専門能力を体系的に身につけ、現場で生かすことができるかと考えられることから、専門学校<sup>1</sup>の職業実践専門課程（訓練期間が2年以内）を対象としてはどうか。

※ 資格につながる課程については①の基準を適用。

### <職業実践専門課程とは>

専修学校の専門課程のうち、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成したものと<sup>2</sup>して文部科学大臣が認定（平成26年度～）。

## ③ 社会人向け大学院の実践的なプログラム

- 大学院については、企業内でキャリアの行き詰まりを感じる者が安定的なキャリアを得るために受ける例が多いとの意見、他方で雇用保険になじまないとの意見もあることから、効果が高いものを厳格に選定することとし、高度な専門性や実践性をもつ職業能力を有する人材の育成を目的として創設され、社会人の受け入れも進む専門職学位課程（専門職大学院。法科大学院、教職大学院を含む。訓練期間は2年以内、法科大学院は3年以内（資格取得に必要な最短の期間））を対象としてはどうか。

### <専門職学位課程とは>

高度で専門的な職業能力を有する人材の育成に目的と特化した課程として、実践的な教育、実務家教員の配置等の要件を満たす大学院の課程。法曹（法科大学院）、会計、ビジネス・MOT（技術経営）、知的財産、教員（教職大学院）等の分野で開設。5年ごとに認証評価団体の評価を受審することが義務づけられている。

※ 在職者が企業の支援を得て訓練を行う場合には事業主への助成措置（キャリア形成促進助成金）の利用を促進

- 文部科学省で開発されているプログラム（中核専門人材養成プログラム等）については、開発の進捗状況や具体的なプログラムの実施状況等を見ながら、対象訓練への追加について中長期的に検討してはどうか。

## (2) 講座レベルの基準

- ① 業務独占資格、名称独占資格を目指す養成施設で行われる訓練
  - 資格取得を目的とする訓練のため、その効果の測定・検証のため、現行の指定基準と同様、受験状況、結果等実績を問うこととし、具体的には、受験率・合格率の相当程度の水準の実績を基準としてどうか。また、就職可能性を担保するため、就職率の実績が一定以上であることとしてどうか。
- ② 専門学校の職業実践専門課程
  - 就職可能性を担保するため、就職率が一定以上であることとしてどうか。
- ③ 専門職学位課程（専門職大学院）
  - 就職率に加え、厳格に選定するため、大学への認証評価結果及び定員充足率が一定以上であることを基準としてどうか。
  - いずれの講座も、就職率は、「受給者（又は入学者）に占める就職者の割合」とすることとしてはどうか。なお、最初の指定時点では把握できる「在職者も含めた受講者に占める就職者の割合」とすることとしてどうか。
  - いずれの講座も、現行制度と同様、趣味教養的、入門基礎的な内容は対象外。
  - 現行制度の講座から移行する資格等は、より厳しい基準になることに伴う激変緩和措置を講ずることとしてどうか。

### 3 教育訓練機関の基準

- 施設責任者、苦情受付者、事務担当者を配置することとしてはどうか。
- 給付金の支給方法を踏まえ、一定期間ごとに受講状況及び訓練の到達状況を証明できることとしてかどうか。

#### ※ 以下の現行基準も適用

- ・ 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること
- ・ 当該教育訓練を適切に実施するための組織、設備を有するものであること
- ・ 厚生労働省が行う調査等に協力し、並びに指導及び助言に従うものであること
- ・ 教育訓練給付制度の適正な実施に協力できるものであること 等

## 2 教育訓練施設に係る適正な訓練運営の確保について

### 1 訓練指定・更新時

- 教育訓練施設要件、訓練内容、訓練実績、欠格要件等指定基準に沿って申請内容を厳格に審査。

※ 指定の有効期間は3年であり、指定を継続するためには更新が必要。

### 2 訓練実施中及び修了後

- (1) 下記の報告の義務づけや調査を実施し、データ等を分析

- 教育訓練施設に対し、毎年、報告書の提出を義務づけ
- 教育訓練給付を受給する受給者に対し、アンケート調査を実施（個々人の回答内容が教育訓練施設にわからない形で実施）

#### 【調査項目案】

- ・ 教育訓練施設報告：受講証明書発行枚数、入学者数、受講修了者数、目標資格受験者・合格者数、就職者数等
- ・ 受講生アンケート調査：受講の効果、受講講座の満足度、目標資格の取得状況、修了後の就業状況、施設の運営状況等

- (2) この調査等を踏まえた実地調査等

厚生労働省等において、新規指定の施設又は(1)で不審な施設等に実地調査等を実施することについて、その実施体制も含めて検討。

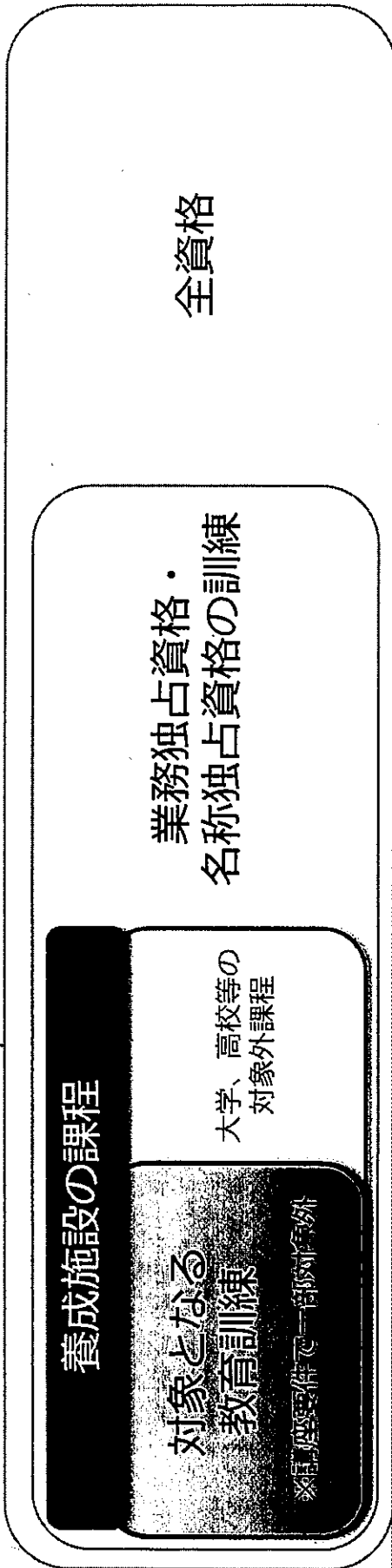
### 3 不正受給等不適正事案の疑いが生じた場合

- 教育訓練施設が給付金の不正受給に関与していることが疑われる場合には、教育訓練施設に対し報告や文書の提出を求めらる。
- 教育訓練施設が不正受給に関与していた場合には、連帯して納付命令の対象となる。
- 教育訓練施設が虚偽報告などの不正・不適正な行為を行った場合は、指定基準に適合しなくなったとして、指定を取り消す。

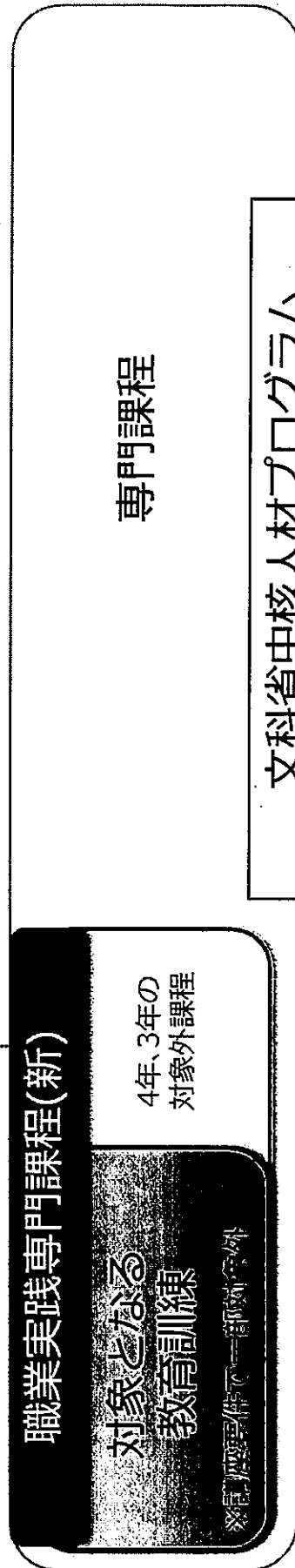
# 対象となる教育訓練の全体像について

施行時に対象

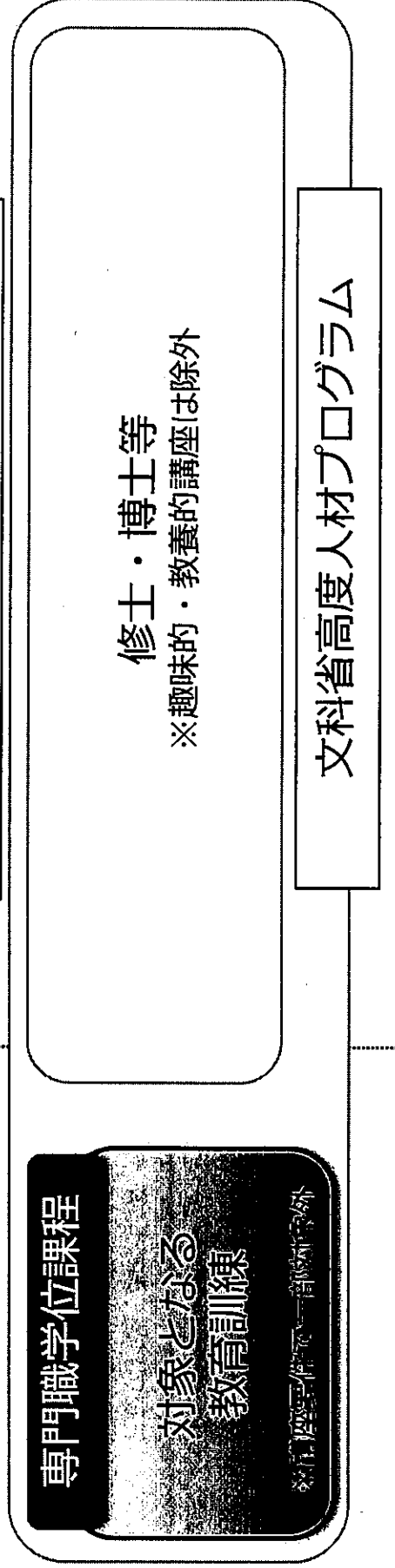
中長期的に検討等



資格



専門学校



大学院等

# 業務独占資格・名称独占資格の概要

## 業務独占資格

資格名	関連する分野の平均就職率(※)
助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、 臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、 言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、は り師・きゆう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士・ 測量士補、電気工事士、建築士、海技士、水先人、操縦 士、航空整備士	看護 95% 美容 94% 准看護 88% 理容 95% 診療放射線 66% 測量 85% 臨床検査 84% 電気・電子 81% 理学・作業 88% 土木・建築 65% 歯科衛生 94% 歯科技工 85% はり・きゆう・あんま 72% 柔道整備 79%
上記以外	経理、簿記 66% 商業 61% 法律行政 76%

## 名称独占資格

資格名	関連する分野の平均就職率(※)
保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精 神保健福祉士、保育士、製菓衛生師	調理 79% 栄養 86% 介護福祉 94% 社会福祉 77% 保育士養成 90%
上記以外	

(厚生労働省調べ)

※ 平均就職率は、各資格の該当する分野に係る専門学校の就職率（平成25年度学校基本調査（文部科学省）より試算）  
 ※ 「養成施設がある資格」は、原則1年以上3年以内の訓練期間のもの



# 養成施設に係る根拠法令の例(介護福祉士)

## ○社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号)

(介護福祉士の資格)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者 (この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。) であつて、**文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者の**

二 学校教育法に基づき大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、**文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者の**

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者 (この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。) であつて、**厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者の**

四 介護福祉士試験に合格した者

## ○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 (昭和六十二年厚生省令第五十号)

(養成課程)

第二条 法第七条第二号 又は第三号 に規定する養成施設における養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。

2 法第三十九条第一号 から第三号 までに規定する養成施設における養成課程は、昼間課程及び夜間課程とする。

3 第一項に規定する昼間課程、夜間課程及び通信課程は、併せて設けることができる。前項に規定する昼間課程及び夜間課程についても、同様とする。

(介護福祉士の養成施設の指定基準)

第五条 法第三十九条第一号 に規定する養成施設 (別表第四において「第一号養成施設」という。) に係る令第二条 に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入所の資格は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者であることとするものであること。

二 修業年限は、一年以上 (夜間課程にあつては、三年以上) であること。

三 教育の内容は、別表第四に定めるもの以上であること。

四 別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

五 前号の専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

イ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

ロ 学校教育法に基づき大学 (大学院及び短期大学を含む。) 又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、

その担当する教育に關し教授する資格を有する者

ハ 学校教育法に基づき専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に關し三年以上の経験を有する者

六 第四号の専任教員のうち一人は、別表第四の領域の欄のすべての区分における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者（以下この条において「専任教員課程修了者等」という。）であつて、かつ、法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の専任教員として三年以上の経験を有する者を置くこと。

七 別表第四の人間と社会の領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、第五号イに該当する者であつて専任教員課程修了者等であるもの、又は同号ロ若しくはハに該当する者を置くこと。

八 別表第四の介護の領域に区分される教育内容を教授する専任教員は、専任教員課程修了者等であるとともに、そのうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

九 別表第四のこころとからだのしくみの領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、専任教員課程修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

十 一学級の定員は、五十人以下であること。

十一 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の普通教室を有すること。

十二 介護実習室及び入浴実習室並びに調理設備を有する家政実習室を有すること。

十三 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

十四 介護実習は、次に掲げる内容の実習により構成され、それぞれ次に定める者又は介護福祉士の資格を有する者として三年以上の経験を有する者とし、次に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ次に定める者を実習指導者とすること。

イ 介護実習を行うのに適当な施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるもの（以下この号、次号及び第八条第一項第十号において「介護実習施設等」という。）であつて、その人員の配置について介護保険法（平成九年法律第百二十三号）その他の関係法令に基づく基準を満たすものにおいて行われる実習 介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として三年以上の実務経験を有する者

ロ 次に掲げる要件に適合する介護実習施設等において行われる実習 介護福祉士の資格を取得した後三年以上の実務経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者

(1) 実習における指導のマニユアルを整備するとともに、実習指導者を中核とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における介護職員の数に対する介護福祉士の人数の割合が三割以上であること。

(2) 介護サービスの提供のためのマニユアル等が整備され、活用されていること。

(3) 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。

(4) 介護実習施設等における介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。

十五 一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う生徒の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数に上限とすること。

十六 専任の事務職員を有すること。

十七 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十八 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

別表第四（第五条—第七条関係）

領域	教育内容	時間数			
		第一号養成施設	第二号等養成施設	第三号養成施設	
人間と社会	人間の尊厳と自立	三〇以上			
	人間関係とコミュニケーション	三〇以上			
	社会の理解	六〇以上		一五	
	人間と社会に関する選択科目				
	合計	二四〇			
	介護	介護の基本	一八〇	一八〇	一八〇
		コミュニケーション技術	六〇	六〇	六〇
		生活支援技術	三〇〇	三〇〇	三〇〇
		介護過程	一五〇	一五〇	一五〇
		介護総合演習	一二〇	六〇	六〇
介護実習		四五〇	二七〇	二一〇	
発達と老化の理解		六〇	三〇	三〇	
認知症の理解		六〇	三〇	六〇	
障害の理解		六〇	三〇	三〇	
ところとからだのしくみ		一二〇	六〇	六〇	
	合計	一、八〇〇	一、一七〇	一、一五五	

備考 第一号養成施設における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

# 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

## 「職業実践専門課程」について

【出典：文部科学省HP資料等より作成】

「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくり」に向けた専修学校の専門課程における先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する（平成26年4月1日スタート）。

## 認定状況

- 認定学校数：472校 認定学科数：1,373学科
  - 修業年限内訳：2年課程（882学科）、3年課程（322学科）、4年課程（169学科）
- ※1学科内に複数の修業年限のコースを有する場合は、修業年限の短い課程に計上。
- 認定分野：国家資格者の養成施設を含む工業、医療、商業実務など多様な学科を認定。

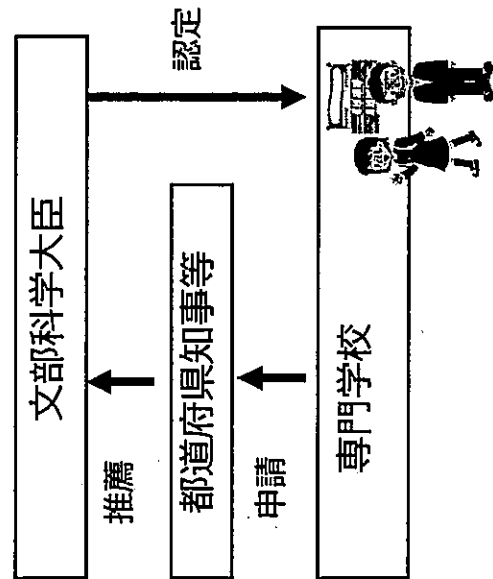
分野	工業	農業	医療	衛生	教育・社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養	その他	計
学科数	286	4	288	104	76	204	94	170	147	1,373

※上記の数字は、いずれも専門課程名・学科名等から分類して把握した数。  
 ※「その他」は、専門課程名・学科名等からは分類が困難なもの。

## 認定要件等

### 【認定要件】

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間以上**または**総単位数が62単位以上**
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的に実施**
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施



# 専門職大学院制度の概要

【出典：文部科学省HP資料より作成】

## 「専門職大学院」について

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成を目的に特化した課程として、平成15年度に創設。研究者ではなく、高度で専門的な職業能力を有する人材養成等の特徴とする。

## 設置状況

○設置大学、専攻科数：128大学、182専攻（平成25年5月1日現在）

## 分野

ビジネス・MOT

会計

公共政策

公衆衛生

知的財産

臨床心理

法科大学院

教職大学院

その他

## 概要

経営戦略、組織行動、ファイナンス、マーケティング、マーケティング、技術・生産管理、情報システム等の科目により、経営分野のリーダーを養成。なお、MOT(技術経営)は、経営に技術的内容を融合した分野。

企業や行政機関等の会計並びに監査の担い手として、様々な専門知識や能力、ITへの対応力、論理的かつ倫理的な判断力などを備えた会計のプロフェッショナルを養成。修了者は、公認会計士試験の一部科目が免除される。

公共政策に関する総合的な能力(課題発見、分析・評価、立案等)を有する人材を育成。各種公務員試験の免除等はない。

健康の保持・増進、疾病の予防等に関して指導的役割を果たす人材を養成。

知的財産の創造、保護、活用を支える人材を養成。修了者は、弁理士試験の科目が一部科目が免除される。

人間の心の問題への専門的援助ができる人材を養成。修了者は、臨床心理士資格試験の一部科目が免除される。

専ら法曹養成(弁護士、裁判官、検事)のための教育を行うことを目的とした専門職大学院。

教員養成に特化した専門職大学院。実践的な指導力・展開力を備えた新人教員とスクーレルリーダー(中核的・指導的な役割を担う教員)養成。

情報、原子力等、多様な分野。

## 修士課程との違い

### 修士課程

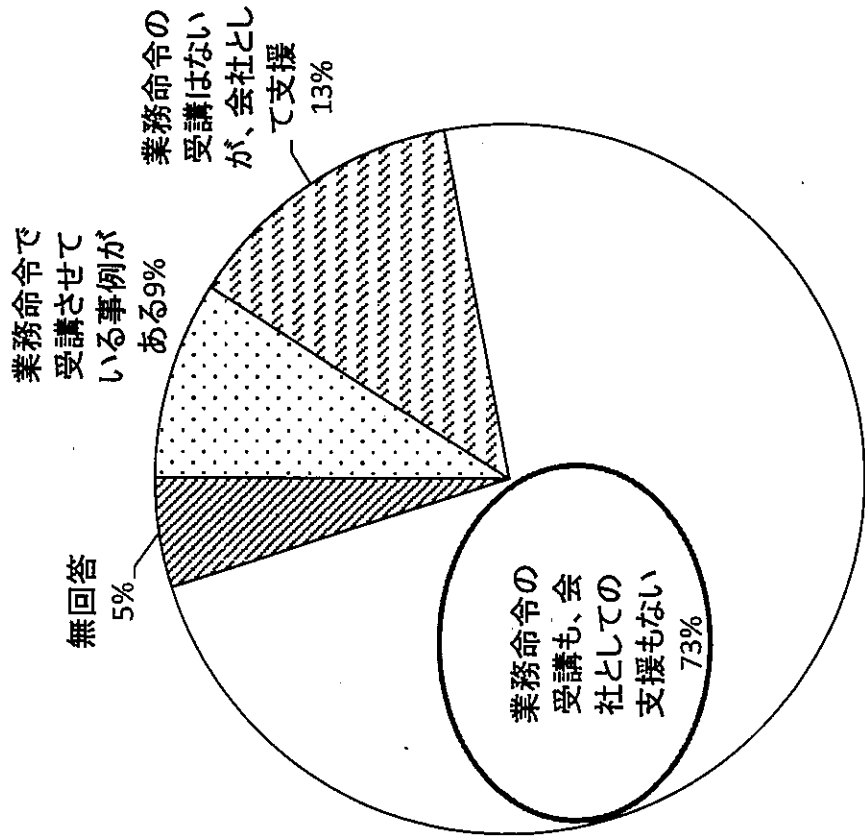
	専門職大学院	法科大学院	専門職大学院課程	教職大学院
修業年限	2年	2年	3年	2年
修了要件	30単位以上 修士論文の作成 (研究指導)	30単位以上	93単位以上	45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)
専任教員	—	修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数+研究指導補助教員数	—	—
実務家教員	—	3割以上	2割以上	4割以上
授業方法	—	①事例研究、現地調査、双方向・多方向 に行われる討論・質疑応答	①同左 ②少人数教育を基本	①同左 ②学校実習及び共通科目を必修
学位	修士(〇〇)	〇〇修士(専門職)	法務博士(専門職)	教職修士(専門職)
認証評価	—	—	—	—

教員課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年毎に受審することを義務付け、教育の質保証を図る仕組みを担保

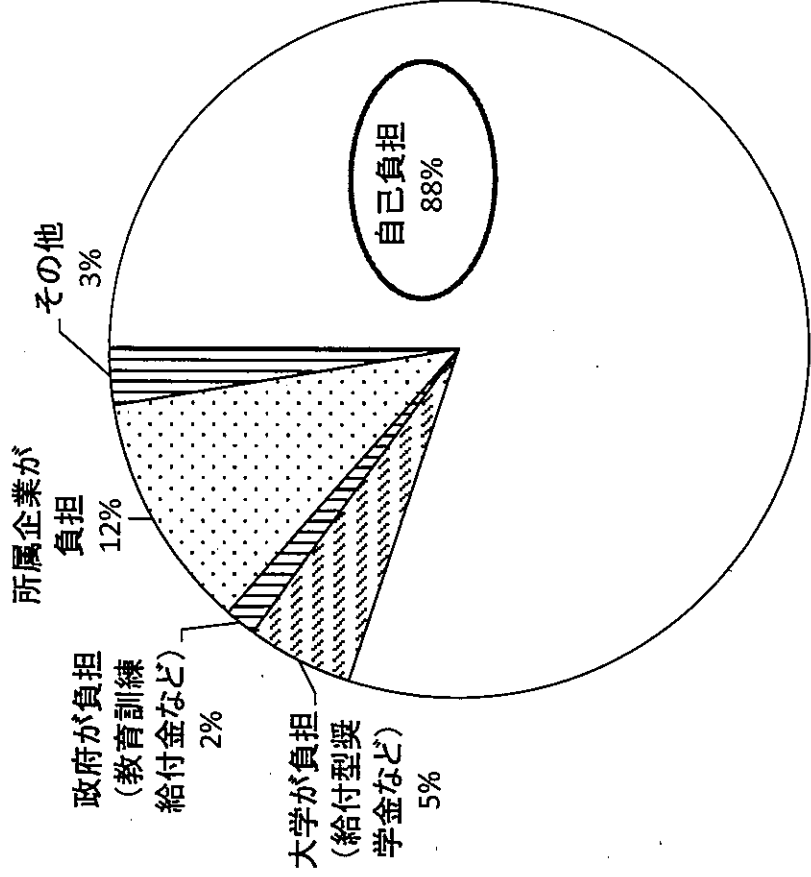
# 社会人学生への支援状況等

民間の教育機関での受講に対する支援は、「業務命令の受講も、会社としての支援もない」とした回答が73%と最も多く、大学院の授業料の負担では、「自己負担」とした回答が88%と最も多かった。

## 従業員の大学院、大学、専修学校・各種学校等の民間の教育機関での受講に対する支援



## 社会人大学院生の授業料負担



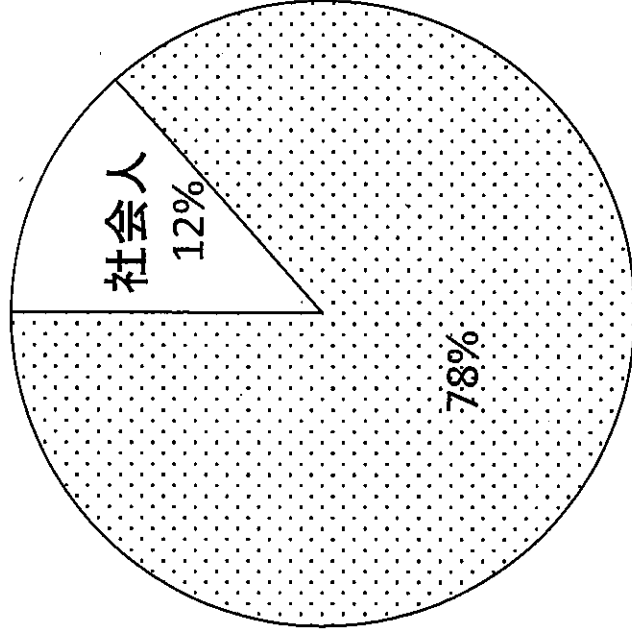
資格等に関する企業ニーズ調査  
(平成25年度JILPT調査)

社会人の大学院教育の実態把握に関する調査研究  
(平成22年3月早稲田大学・  
文部科学省平成21年度先導的<sub>2</sub>大学改革推進委託事業)

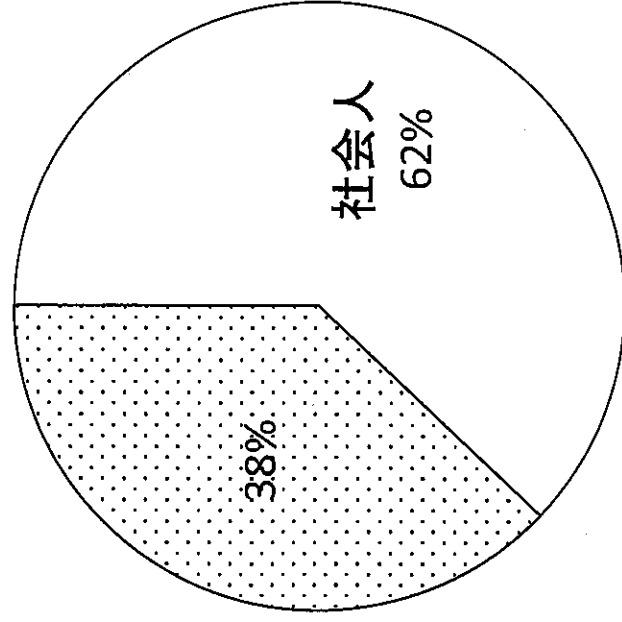
# 大学院の社会人比率等

修士課程の学生のうち社会人は全体の12%。 専門職学位課程の学生のうち社会人は全体の62%。

## 修士課程



## 専門職学位課程



※法科大学院と教職大学院を除いた社会人比率

学校基本調査(平成25年度文部科学省)

# 中長期キャリア形成支援措置に係るスケジュール

平成26年度					
4月	5月	6月	7月	8月	9月
4月15日 第79回能開分科会					
	4月下旬 第80回能開分科会				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定基準策定</li> <li>・プレス発表</li> </ul>				
	指定希望講座申請受付 制度周知 ・広報				
			指定希望講座の調査及び審査		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定・不指定について通知発出 (8月中旬～9月中旬)</li> <li>・指定講座をHP等に掲載、周知</li> </ul>	

※ 指定希望については、原則、年に2回(4月、10月)受付。



# 雇用保険法の一部を改正する法律の概要

現下の雇用情勢を踏まえ、雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、就業促進手当、教育訓練給付及び育児休業給付金の給付の拡充並びに暫定措置の新設及び延長等の措置を講ずる。

## 1. 育児休業給付の充実（平成26年4月1日施行）

育児休業給付（休業開始前賃金の50%を支給）について、1歳未満の子を養育するための育児休業をする場合の休業開始後6月につき、休業開始前の賃金に対する給付割合を67%に引き上げる。

## 2. 教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設（平成26年10月1日施行）

- (1) 教育訓練給付（受講費用の2割を支給、給付上限10万円）を拡充し、中長期的なキャリア形成を支援するため、専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座を受ける場合に、
  - ・ 給付を引き上げ（受講費用の4割\*）、
  - ・ 資格取得等の上で就職に結びついた場合には受講費用の2割\*を追加的に給付する※1年間の給付額は48万円\*を上限とする（給付期間は原則2年。資格につながる場合等は最大3年）  
＜対象者＞2年以上\*の被保険者期間を有する者（2回目以降に受ける場合は10年以上\*の被保険者期間が必要）
- (2) 教育訓練支援給付金を創設し、45歳未満の離職者が上記の教育訓練を受講する場合に、訓練中に離職前賃金に基づき算出した額（基本手当の半額）を給付する。（平成30年度までの暫定措置）

## 3. その他

- (1) 就業促進手当（再就職手当）の拡充【平成26年4月1日施行】  
現行の給付（早期再就職した場合に、基本手当の支給残日数の50%～60%相当額を一時金として支給）に加えて、早期再就職した雇用保険受給者が、離職前賃金と比べて再就職後賃金が低下した場合には、6月間職場に定着することを条件に、基本手当の支給残日数の40%相当額を上限として、低下した賃金の6月分\*を一時金として追加的に給付する。
- (2) 平成25年度末までの暫定措置の延長【いずれも3年間の延長】  
ア 解雇、雇止め等による離職者の所定給付日数を60日間延長する個別延長給付について、要件厳格化\*の上で延長する。  
イ 雇止め等の離職者（特定理由離職者）について、解雇等の者と同じ給付日数で基本手当を支給する暫定措置を延長する。

（注）\*については、省令事項

公布日：平成26年3月31日

# 教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設 (中長期的なキャリア形成支援措置)

(第99回雇用保険部会資料)

## 改正の趣旨

非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジし安定的に働くことができるよう、教育訓練給付(受講費用の2割を支給、給付上限10万円)を拡充し、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援する。

## 改正の内容【平成26年10月1日施行】

キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する者  
(雇用保険加入の在職者・離職後1年以内の者)



### 【要件】

- ・被保険者期間2年  
(2回目以降は10年以上の被保険者期間が必要)

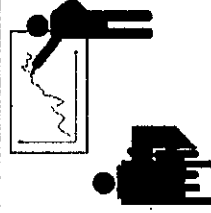


キャリア・コンサルティングの実施  
(目指す仕事と必要となる教育訓練の相談・助言)



中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練(厚生労働大臣が指定)の実施

- ・資格取得(医療・福祉など専門職)のための訓練
- ・企業等と連携した実践的なプログラム



### 【給付内容】

- ・訓練費用の40%を支給
- ・45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に2箇月ごとに支給(教育訓練支援給付金。平成30年度までの暫定措置)



訓練修了・資格取得の上被保険者として就職



### 【追加給付】

- ・就職を条件として訓練費用の20%を追加支給(合計60%、上限48万円/年)